

議案第 2 号 役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改定について

公益社団法人熊谷市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

平成 2 4 年 4 月 1 日

規 程 第 2 号

第 1 条～第 4 条省略

(報酬の支給日)

第 5 条 日数に応じて前月分を翌月の 7 日に支給するものとする。ただし、支給日が
休日に当たるときは、その前日に支給する。

第 6 条～第 7 条省略

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 非常勤役員の報酬

理事長		
(1)	理事会及び監査	1 4, 4 7 9 円 (日額)
(2)	その他役員の職務として出席するもの	1 4, 4 7 9 円 (日額)
理事及び監事		
(1)	理事会及び監査	5, 5 6 8 円 (日額)
(2)	その他役員の職務として出席するもの	5, 5 6 8 円 (日額)

別表 2 費用の額

(1)	役員の出張等に係る費用	旅費規程に定める額
(2)	その他	実費相当額